

❁インフルエンザ出席停止期間早見表❁

◎インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、学校長は出席停止の措置をとることができます。インフルエンザの出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっております。

最低基準	発症した後5日を経過	発症日(0日目)	発症後(1日目)	発症後(2日目)	発症後(3日目)	発症後(4日目)	発症後(5日目)	発症した後5日を経過した後	
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	登校可能						
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目
		出席停止	出席停止						

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延長されていく)

